

高田教区選出の宮本です。よろしくお願いたします。

さて、昨日の当会派「同朋社会をめざす会」藤内代表の質問に対する総長の答弁をお聞きして、素朴に疑問に思ったことがあります。それは「見真額について」の答弁の中で、総長が「大きな痛みを感じます」とか「大きな矛盾を抱えてきた」とか「宗門の抱える矛盾から問われてくる」等々と発言されていたことです。そうであるのならば、その「大きな矛盾」をすみやかに解決されたらいかがでしょうか。宗祖親鸞聖人は「聞思して遅慮するなかれ」と私たちに教えておられます。そうすることで、その「大きな痛み」は治るのではないのでしょうか。

疑問がいろいろとあるのですが、総長は「そもそも大師号については、近世以来、宗門積年の望みであったものが、幕末を経て明治9年、これを受ける時節となったものであります。云々」と答弁されました。ここに「宗門」あるいは「教団」という言葉が複数回使われているのですが、その「宗門」「教団」の中身はどこまでを指しているのでしょうか。「宗門」「教団」の総体を指して使われているのでしょうか。それとも「宗門」「教団」の一部分なののでしょうか。どちらなのでしょう。

私は、総長が表現された「近世以来の宗門」が、決して「宗門総体」を指すものではなく、「宗門の一部」であると考えています。大師号が「宗門総体積年の望みであった」と受け止められることのないよう、厳密に表現していただきたいと思います。

といいますのは、本山出版部から出されている『信の回復』（同朋選書16）で和田稠師は次のように指摘されています。

親鸞聖人によって開顕された「浄土真宗」が真実の教であり、人類普遍の救済の原理であり、したがって現代日本を開く民族の指標であるとしても、本願寺教団によって具象化されている「現実の浄土真宗」はどう見ても聖人の教えを宗としているとは言えないではないか。（中略）

決定的な事由は、聖人以後、教団指導層によって聖人への意図的反逆が行われたことにあります。ひとこと言えば、組織体としての教団の保身のために権力への迎合、癒着が計られたことに帰してよいかと思われま。そのことをいま教団の歴史の上に詳しくあとづけるいとまはありません。ただとくに政権成立以後、江戸幕藩体制を通じて、わが国の中央集権的支配機構が確立する過程に即応して、教団と世俗権力との癒着が急速に進み、それとともに教団自体が本山を頂点として本寺と末寺、寺と檀家という世俗的支配体制を強化していった事実注意到注意するだけで十分です。

このことは「余のひとびと（領家・地頭・名主等）を縁として念仏をひろめんとはからいあわせたまうこと、ゆめゆめあるべからずそうろう」と権力との握手によっておこる信の空洞化を極力警戒して、きびしくいましめられた聖人の教誡に対する重大な反逆というほかはありません。

権力との握手は日本においては、ただちに習俗信仰、神仏習合との握手を意味します。聖人の怖れられたとおりに、専修念仏の教え自体がゆがめられ、空洞化されていったのです。（中略）

これはあきらかに聖人に対する教団の裏切りであり、背信行為であります。教団といっても、それは門徒大衆の墮落による信の衰弱がもたらしたのではなく、教団の内部分化

によってみずから権力化した上部指導層によって、意図された撫民政策の帰結と言わねばなりません。念仏の信によって曠劫多少の流転を離れ、民族の業繫からさえ解放され、現実とのきびしい対決を通して、たくましく生きぬこうとする門徒大衆のエネルギーを、いかにして体制の枠の中に眠りこませるかということに、指導層の関心と努力が集中されたのでした。

教団と世俗権力との癒着が急速に進み、それとともに教団自体が本山を頂点として本寺と末寺、寺と檀家という世俗的支配体制を強化していった事実注意到注意するだけで十分です。

ここに「教団指導層によって聖人への意図的反逆が行われた」こと、また「教団の内部分化がによってみずから権力化した上部指導層」の聖人への意図的反逆であったことが指摘されています。

すると、総長の答弁でいわれた「教団として、親鸞聖人の教えを受けつぎ、受け伝えていこうという、そういう心情が形として表れたものと思います」という表現は、和田稔師の指摘では「教団指導層によって聖人への意図的反逆が行われたのである」ということになり、まったく違う意味になりますが、いかがでしょうか。

総長はまた、「覚如上人の時代においても、宗祖の教えを相続していくためには、本願寺が天台の末に名を連ねた事実があるように、それぞれ時代において、教えのもとに自立する教団であることを願いつつも、こうした大きな矛盾を抱えてきた。それが、私どもの宗門であり、その歴史であると認識しております」と答弁されています。総長が指摘されましたように、私も教団問題を考える出発点に覚如上人の時代があると考えています。

1987年の「同和推進要員研修会」において、広瀬杲師は「差別を生みだし続ける教団の歩みとは何か」と問い、真宗教団の起こす差別問題は教団の抱える「貴族性」にあると指摘されています。覚如上人が「本願寺」という寺号を称するということと、その寺号を名告るために天台宗との関係を密接に結んでいったという事実は親鸞が訣別した世界に戻ったということであると指摘されています。

『御伝鈔』では、「弾圧」を省略して「勅免」を記し、親鸞聖人によって顕らかにされた浄土真宗という仏教を、「弾圧の仏教」から「勅免の仏教」に変えてしまったのも指摘されています。浄土真宗教団の歩みは何であったのかをひと言で申しますならば、「弾圧の仏教開頭から勅免の仏教へ質を変えてしまった」ということであり、こういう大きな、決定的な過ちを犯してまで本願寺教団を創らなければならなかった、その根っ子にあるものは何か、ということを一言で申しますならば、それが「貴族性」というものだと指摘されています。

しかしながら、総長が「それぞれ時代において、教えのもとに自立する教団であることを願いつつも、こうした大きな矛盾を抱えてきた。それが、私どもの宗門であり、その歴史であると認識しております」と、ある意味での諦めをする必要はないのではないのでしょうか。

思い出していただければと思いますが、蓮如上人がおられではありませんか。「前々住上人の御時、あまた、御流にそむき候う本尊以下、御風呂のたびごとに、やかせられ候う」と『蓮如上人御一代記聞書』にあります。浄土真宗にそぐわない本尊など多くのものを、仏具・仏像を洗う湯を沸かすたび、焼くように蓮如上人が命じられたということです。

蓮如上人は、それまでの本願寺の姿勢と体質を根底から改革をされます。天台宗の寺院である青蓮院の末寺としての本願寺にあるその天台宗の本尊や経典類をすべて取り除き、風呂のたびに焼き捨てて、その風呂湯につかったともいわれています。

ですから、その行為に比叡山の衆徒などから激しい批判の声をあびせられ、ついに比叡山衆徒による本願寺破却もおこります。しかし結果からすれば、この蓮如上人の行動によって親鸞聖人の教えが広く人々の手に渡されたのであるとも指摘されています。

総長は、教如上人の行実を「蓮如上人の真宗再興の志願を实践するものであり、宗祖聖人の立教開宗と非僧非俗のご精神に、その源流を見ることができます」と述べられたのですが、教団改革のお手本と、その道筋がここにすでに示されているのではないのでしょうか。

そこで、まず「見真額」についてお尋ねします。

「浄土真宗」の「浄土」を喪失し、「同朋」という水平な人間関係を見出せない、その象徴が「見真」大師号勅額の問題であり、それは、「貴族性」という「古い宗門体質を克服」できない私たちの本質的課題であると考えてるのであるが、内局は御影堂内正面上に掛けられている「見真額」を「降ろすべき」と考えているのか。それとも「降ろすべきでない」と考えているのか。そのどちらであるのかをお答えください。

また、宗議会議員の一人ひとりがこのことを考え、「見真額を降ろす」ことに「反対」なのか「賛成」なのか、また、その理由についても公開されることを要望するものであるが、いかがでしょうか。

次に、「古い宗門体質の克服」に関連してお尋ねします。

まず、「男女共同参画推進会議」についてお尋ねします。

「男女共同参画」は造語であり、日本政府の定訳の「gender equality」の対照反訳は「男女平等参画」になります。「男女共同参画」という言葉は英語に対応する概念がなく、日本国内だけに通用する造語です。ですから「男女平等参画」という言葉を使用している団体は数多くあります。女性室が「男女両性で形づくる教団」の実現をテーマにしてきたのは「男女平等参画」ということではなかったのではないのでしょうか。これまでも男性が住職で女性は坊主という「男女共同参画」で教団を形づくってきたのですが、今、その固定観念としてあった「性差別」を課題にした視点に立ち、法規の整備と総合的な行動計画の策定が必要ではないのでしょうか。

「男女平等参画」とは、「これまでの教団の在り方を問い、新たな教団のシステムを構築していく」ことを願うものであると聞いているのですが、「男女共同参画」では、「既存の教団に女性を組み込み、より強固な教団にしていく」ことの意味にとられる危険性が大いにあるのではないのでしょうか。

女性室が「男女平等参画」という表現を教団における重要な意味を持つ言葉であると位置づけていることから、「男女平等参画推進会議」と名称を変更すべきではないのかと考えます。いかがでしょうか。

最後に、「内事章範」についてお尋ねします

報道では宮家の結婚が話題となり、また宗門でも門首後継者が決まったわけですが、「内事章範」を見ますと、「第一章「門首の継承」の第一条（門首継承の順序）第1項には、「門首は、世襲により宗祖の血統に属する嫡出の男系の男子が次の順序で継承する」とあり、第2項には、「前項各号に該当する者がいないときには、門首は、最近親の血統の男子がこれを継承する」とあります。「男女両性で形づくる教団」の実現を課題にする宗門であるのならば、このような「性差別」を是正する法規の整備をすみやかにすべきではないのでしょうか。内局の考えをお答えください。

以上で私の質問を終わります。

【本番では時間制限のため割愛した部分があります。】